

こ障福第 1467 号  
令和 4 年 9 月 16 日

市内児童発達支援事業所  
市内放課後等デイサービス事業所  
管理者 各位

横浜市こども青少年局  
障害児福祉保健課長

障害児通所支援事業所における車両による送迎に当たっての安全管理の  
徹底について（通知）

平素より、本市の障害福祉行政に御理解、御協力をいただきまして、厚く御礼申し上げます。

先般、他自治体において、認定こども園の送迎バスに置き去りにされた子どもが亡くなるという大変痛ましい事故が発生しました。これを受け、厚生労働省から、市内の児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所に対して、今回の事案を踏まえて、車両による送迎について、各施設において、業務の点検を行い、下記の通り安全管理を徹底するよう指示がありました。

各事業所においては、下記事項を踏まえ、車両による送迎について安全管理を徹底してください。なお、下記③1項については、横浜市版放課後等デイサービスガイドラインにおいて、「2名以上の送迎体制」とすることとしておりますので、横浜市版放課後等デイサービスガイドラインも改めて御確認ください。

事務連絡 令和 4 年 9 月 1 4 日  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

児童発達支援における車両による送迎に当たっての安全管理の徹底について(抜粋)

- ① 子どもの欠席連絡時の出欠状況に関する情報について、保護者への速やかな確認及び職員間における情報共有を徹底すること
- ② 登園時や散歩等の園外活動の前後等、場面の切り替わりにおける子どもの人数確認について、ダブルチェックの体制をとる等して徹底すること
- ③ 送迎車両を運行する場合においては、事故防止に努める観点から、
  - ・運転を担当する職員の他に子どもの対応ができる職員の同乗を求めることが望ましいこと
  - ・子どもの乗車時及び降車時に座席や人数の確認を実施し、その内容を職員間で共有すること等に留意いただくこと。

担当：横浜市こども青少年局  
障害児福祉保健課  
菅原、畑下  
TEL 045-671-4274

## 参考

### 横浜市版放課後等デイサービスガイドライン P19

#### <安全に配慮した送迎体制>

- ・送迎時の事業所内留守番の設置（最低1名配置）
- ・子どもの心身に無理のない送迎ルート（あまりにも広範囲すぎないこと）
- ・2名以上の送迎体制

○送迎を実施した際には、下記の内容について記録すること

- ・運転手、添乗員の名前
- ・利用者の名前、送迎ルート
- ・その他特記事項

### 横浜市版放課後等デイサービスガイドライン P26

#### <送迎>

- ・必ず複数体制とすること。
- ・介助等の必要のない自立した子どもであっても同様である。

車内で子どもと1対1となることは、虐待を疑われることを意識し、複数対応を心がけること。